

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県立美術館
契約締結年月日	令和 8 年 7 月 2 9 日
契約者名	株式会社山梨放送
契約名	「山梨とは何か」 改訂及び増刷業務委託
契約金額 (税込み)	2, 8 1 6, 4 4 0 円
随意契約理由	本業務は、冊子『山梨とは何か 風土・歴史・人の営みが織りなす文化的テロワール』の一部内容の改訂及び増刷を行うものである。 当該冊子は、令和 7 年度に公募型プロポーザル方式により選定した株式会社山梨放送（以下「当該事業者」という。）が受託し、当該事業者の企画提案に基づき制作したものであり、当該事業者は制作に用いた版下データその他の制作データを保有している。 本業務は既存成果物の改訂を伴うものであり、当初制作時の編集方針やデザインコンセプト等との整合性を確保しながら、一体的に実施する必要がある。このため、制作データを保有し、冊子全体の構成及び制作過程を熟知している当該事業者による履行が最も効率的かつ確実である。 また、他の事業者が実施する場合には、既存データの調整や内容確認等に追加の費用及び期間を要することが見込まれる。 以上のことから、本業務はその性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項の規定により見積合わせを省略する。
随意契約の適用 条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 山梨県財務規則第 1 3 7 条第 3 項